秋田城跡第七五次調査出土漆紙文書

国立歴史民俗博物館教授　平川　南

第二六号文書

一、釈文

A（正位文字）

太麻呂

年□

□女

B（左文字）

a 断片

四年

大領公子諸

少領上毛野朝臣虫麻呂

五年□〔上〕料　弓四張　矢四具

黒□〔胡〕禄二具

十二月□□日国司　守多治比□真

史生飛鳥戸

大領公子諸□〔鳥カ〕

領上毛野

b 断片

巻□□

□□

二、形状

現状では、わずかな正位文字と左文字の部分的筆画が確認できる程度の状態であった。この状態は、一紙の表裏に文書が記載されていることを意味しているが、紙は風化され、きわめて脆弱となっており、オモテ面に正位文字がわずか数文字を確認できるにすぎない。ただ、裏面は漆の付着が厚いため、漆紙そのものは良好な状態を維持している。

今回の解読作業では、右のような資料状態を十分に配慮して、以下のような手順で解読を進めた。

まず現状を写真撮影した。次に数文字の正位文字が遺存する部分を除いて、脆弱な薄皮状態の部分を剥がし取ると、左文字の墨痕が鮮やかに確認できた。これは、漆が浸透した紙の一層が裏文書の墨痕を左文字としてとどめているものと想定できる。

三、内容

A（正位文字）文書

文字の大きさは、約五ミリほどであり、籍帳類に特有の小さな文字といえる。墨痕はわずかに五文字しか確認できないので、詳細は不明であるが、歴名と割書された年齢と年齢区分、小さな文字などの特徴からは、籍帳類に属する文書とみることができよう。

さらに、本文書は上半部に（人名）＋年齢・年齢区分、下半部にも「太麻呂」という人名記載が認められる。

こうした籍帳類の記載様式としては、一つには通常の一段書きで、「太麻呂」は註記部分の可能性もありうるが、おそらくは、その記載

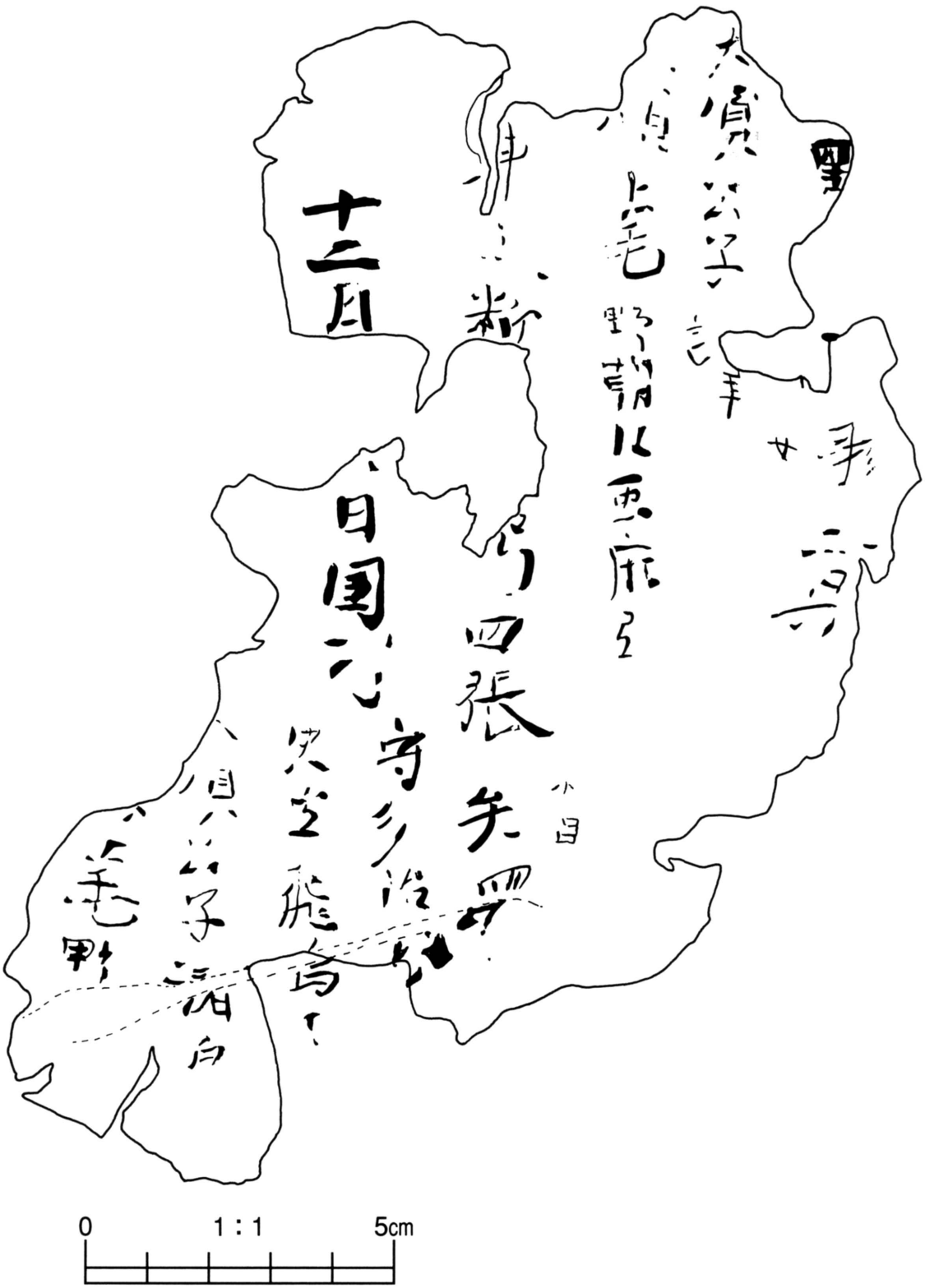

図１　26号文書　実測図
（左文字を反転させた図）

様式は、上・下二段に記載した歴名簿とみることができるのではないか。その大きな理由は、秋田城出土の漆紙文書にすでに同様の書式をもつものが二例確認できる点である。それらは一昨年(一九九八年)第七二次調査で出土した第一六号文書(死亡帳)〔拙稿「秋田城跡第七二次調査出土漆紙文書について」『秋田城跡—平成十年度秋田城跡発掘調査概報』秋田城跡調査事務所、一九九九年〕および一九八二年第三六次調査で出土した第二号文書(出挙帳様文書)〔拙稿「秋田城跡第二号・第三号出土漆紙文書について」『秋田城出土文字資料集—秋田城跡発掘調査事務所研究紀要Ⅰ』秋田城跡調査事務所、一九八四年〕の二点である。

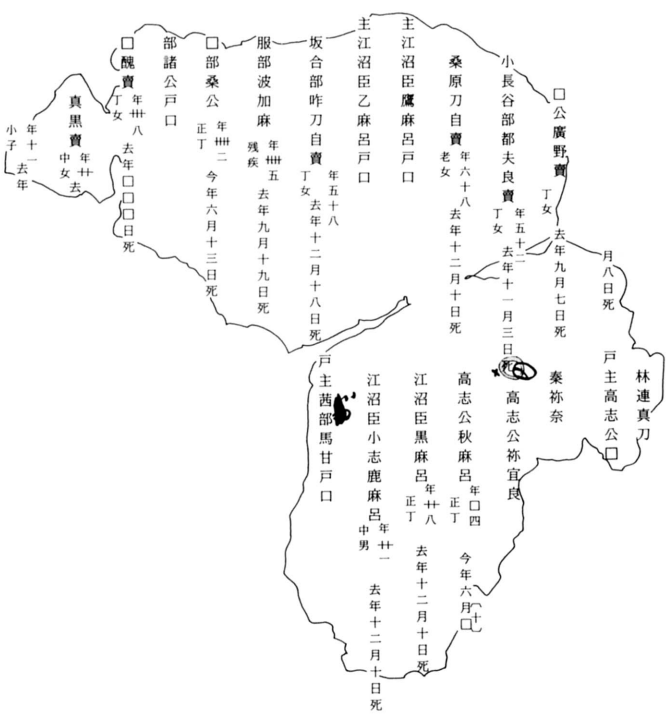

図2　第16号文書　釈文

この上・下二段の記載様式は、正倉院文書として遺る京進文書には大宝二(七〇二)年の御野国戸籍の三段の記載をのぞくと、例がない。京進する正式なものでなく、秋田城に留め置かれたものと考えられ、一紙により多くの歴名記載が可能な二段の様式が使用されたと見ることができるであろう。

B(左文字)文書

文字の大きさは、約一センチほどであり、界線はみえない。

記載内容は、武器・武具と某郡の大領・少領名を連記し、文末に十二月□□日の日付のあとには、国司の守・史生および某郡の大領・少領が連記されている帳簿と考えられる。

律令体制下においては、国郡の器仗(武器)は、年毎に帳を録して、朝集使に附けて兵部に申すことと規定されている(軍防令42・従軍甲仗条)。正倉院文書の中の天平六年(七三四)「出雲国計会帳」には、朝集使進上の公文として、官器仗帳・伯姓器仗帳各一巻がみえる(『大日本古文書』一巻五九八頁)。

十月

一廿一日進上公文壹拾玖卷貳紙 考文三卷 僧尼帳一卷 考状一卷 寺財物帳一卷 選文一卷 嶺竟帳一卷 斉會帳一卷 放生帳一卷 鋪設帳一卷 赤浜帳一卷 千栗帳一卷 鶏帳壹卷 四季帳四卷 擬郡司帳一卷 復任郡司状二紙

一同日進上公文貳拾陸卷肆紙 孝文一卷 戸口名簿四卷 孝状一卷 点替簿四卷 兵士(簿)目録一卷 儲士戸名簿一卷 兵士 種馬帳一卷 伯姓器仗帳一卷 官器仗帳一卷 傳馬帳一卷 驛家鋪設帳一卷 驛馬帳一卷 伯姓牛馬帳一卷 兵馬帳一卷 繋飼馬帳一卷 道守帳一卷 烽守帳一卷 津守帳 公私船 器仗帳一卷

一方、『政事要略』（一〇〇八～一〇年ごろ成立）巻五十七 に載せる「朝集公文」の中に「国器仗帳」および「郡司器仗帳」がみえる。

政事要略 巻第五十七 交替雑事十七

雑公文事上

大帳八月卅日以前申送於官。
陸奥 出羽九月卅日以前 志摩 佐渡 大宰五月卅日以前 畿内十月一日 七道十一月一日
私案朝集公文
神社帳 祢宜祝帳已上神祇 國分二寺資財帳 讀經帳已上治部 僧尼帳玄番 殖木帳主計 應計會帳 麥
畠帳 放生帳 池溝帳 官舎帳 諸郡鋪設帳 國器仗帳 公私船帳 郡司器仗帳 驛馬帳
驛家帳 百姓牛馬帳已上主税

出雲国計会帳にみえる「官器仗帳」は「国器仗帳」、「伯姓器仗帳」は「郡司器仗帳」にそれぞれ該当するのであろう。これらの帳簿は軍防令の規定に基づいて国郡に存する器仗を報告するものであろう。

『延喜式』（兵部省）によれば、「諸国器仗」として、各国の毎年造る武器の種類と数量があげられている。出羽国はみえないが、陸奥国の場合、次のとおりである。

陸奥国　甲六領。横刀廿口。弓六十張。
　　征箭六十具。胡籙六十具。

※征箭は戦場で用いる矢のこと
※胡籙は矢を入れて背に負う道具。

これら諸国で毎年製作される武器は、兵部省に報告され、その様仗（ためし〈見本〉）が種類別に一つ貢進されることと定められていた。

なお、b断片に「巻」という数量単位がみえる。武器・武具類のうち、数量単位「巻」は、次の資料を参考とすれば、「鞆」と推定できるであろう。

多賀城跡出土漆紙文書〔武具貢進文書〕

使三枝部山道所進
胡禄四百枚
鞆一百巻
□者而無解文
□四日□
□

※鞆は弓を射るとき弦が左手頸を打つその衝撃を防ぐ革製品。

この帳簿は、出羽国内の各郡から「（某）年上料」として数年間分（「四年」「五年上料」など）貢進された武器・武具に関するもので、各郡別に武器・武具と責任者としての郡領（大領・少領）名、さらに文末には月日の記載のあとに、武器の管理責任者として、国司の守・史生および某郡の大領・少領が連記されているものとみてよいであろう。

このような帳簿に類似する現存文書としては、「越中国官倉納穀交替記」（『平安遺文』二〇四、石山寺蔵）があげられよう。

「越中国官倉納穀交替記」は延喜十年（九一〇）を最近の過去とする交替の時、前後司の対検による正倉収納穀、特に不動穀の算勘が行われた際に規定によって作成された公文である。

「越中国官倉納穀交替記」と同様に、国郡司の官位姓名がくり返し記されたと想定される帳簿は、小さな断片ながら実は、秋田城跡第一

三号漆紙文書〔裏―二次文書〕の特徴でもある。

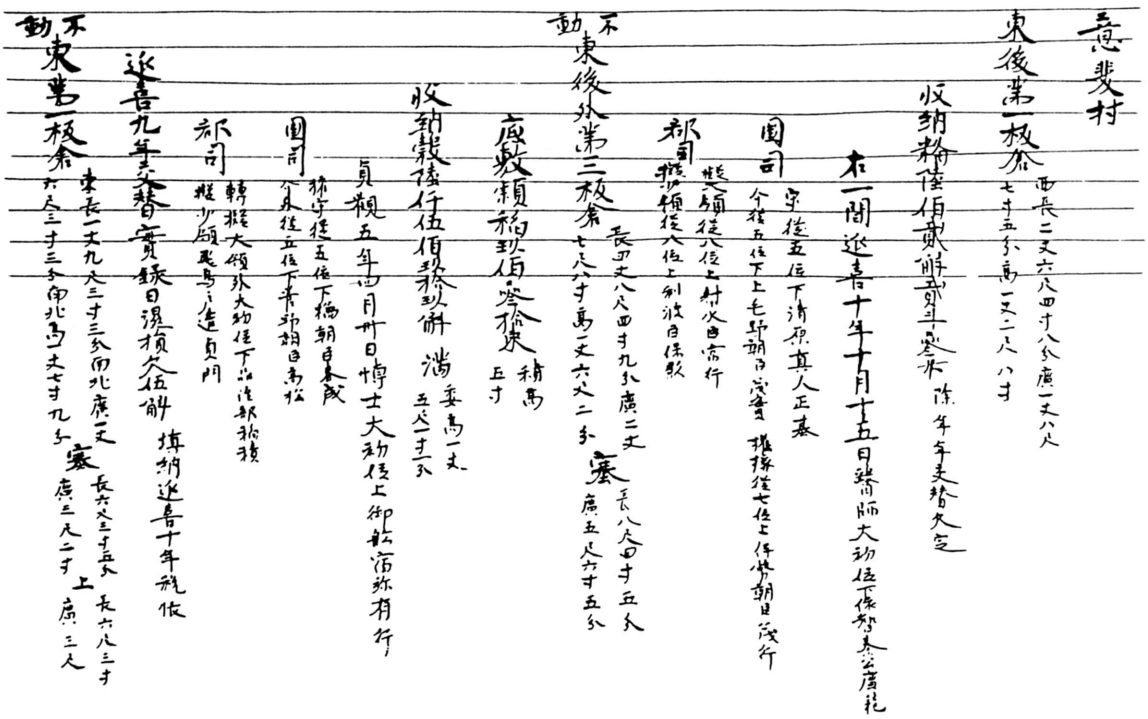

越中国官倉納穀交替記模式図

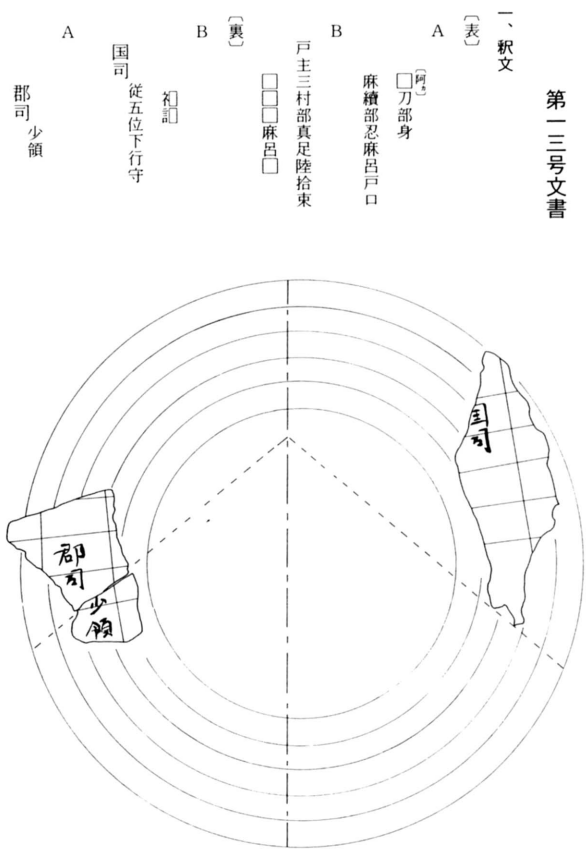

第一三号文書　ふた紙の復原図

第一三号文書

一、釈文

〔表〕

A

〔阿ヵ〕□刀部身

麻績部忍麻呂戸口

B

戸主三村部真足陸拾束

□□□麻呂□

〔裏〕

B

初□

国司　従五位下行守

A

郡司　少領

ところで、漆紙文書の出土した土壙（SK一六一一）は、土器の年代から九世紀後半のものと推定されている。

そこで本文書の「国司」の「守多治比真×」という人物は、文献史料にみえる九世紀代の出羽国守名から特定することは可能であろう。まず、九世紀代の出羽国守を含む出羽国司表を示すと、次のとおりである。

九世紀の出羽国司表

西暦	年号	出羽国司	位階	守	位階	介	位階	掾・目
七九七	一六		従五下	1百済王聡哲				
七九八	一七							
七九九	一八							
八〇〇	一九							
八〇一	二〇		従五下	閏1三諸綿麻呂（権守）（文室）				
八〇二	二一							
八〇三	二二							
八〇四	二三		従五下	1佐伯社屋				
八〇五	二四							
八〇六	大同一							
八〇七	二							
八〇八	三							
八〇九	四							
八一〇	弘仁一							
八一一	二		従五下	3大伴今人（見）				
八一二	三		従五上	11百済王教俊	従五下	7藤原浜主		
八一三	四							
八一四	五							
八一五	六							
八一六	七							
八一七	弘仁八							
八一八	九							
八一九	一〇							
八二〇	一一			（小野滝雄）				
八二一	一二							
八二二	一三							
八二三	一四							
八二四	天長一							
八二五	二							
八二六	三							
八二七	四							
八二八	五							
八二九	六							

西暦	年号	出羽国司	位階	守	位階	介	位階	掾・目
八三〇	七		従五上	閏12小野宗成（見）	正六上	1藤原行則（見）		
八三一	八							
八三二	九							
八三三	一〇							
八三四	承和一							
八三五	二							
八三六	三							
八三七	四							
八三八	五							
八三九	六							
八四〇	七		従五上	1藤原宮房				
			従五下	3和気真菅				
			〃	6小野千株				
			〃	8文室有真				
八四一	八							
八四二	九							
八四三	一〇							
八四四	一一							
八四五	一二		従五下	1秋篠氏永				
八四六	一三		従五下	1安倍安立				
八四七	一四							
八四八	嘉祥一							
八四九	二							
八五〇	三							
八五一	仁寿一		従五下	1坂上当岑				
八五二	二							
八五三	三							
八五四	斉衡一							
八五五	二		従五下	6藤原弘道				
八五六	三							
八五七	天安一							
八五八	二							
八五九	貞観一							
八六〇	二		従五下	1橘信藤				
八六一	三							
八六二	四							
八六三	五							

西暦	年号	位階	守	位階	介	位階	掾・目
出羽国司							
八六四	六			従五下	1(権介)安倍比高		
八六五	七	従五下	1安倍比高				
八六六	八						
八六七	九						
八六八	一〇	従五下	1多治高棟				
八六九	一一						
八七〇	一二						
八七一	一三						
八七二	一四						
八七三	一五			従五下	1藤原敏行(見)		
八七四	一六						
八七五	一七						
八七六	一八						
八七七	元慶 一	従五下	11藤原興世(見)	従五下	1藤原豊範(見)		
					良峯近(見)		
八七八	二	従五下	5(権守)藤原保則	外従五下	1忠宗是行	正六上	4(権掾)小野春泉(見)
				従五下	2(権介)藤原統行	正六上	4文室有房(見)
						正六上	5清原令望
						従七上(下)	5(権大目)茨田貞額
八七九	三					正七上	6(権掾)藤原有式(見)
						正六上	6(権大目)春海奥雄(見)
						正六上	6他戸千与本(見)
八八〇	四					従六下	6(小目)豊岡継雄(見)
八八一	五						
八八二	元慶 六						
八八三	七						
八八四	八						
八八五	仁和 一	従五下	1坂上茂樹				
八八六	二						
八八七	三						
八八八	四						
八八九	寛平 一						
八九〇	二						
八九一	三						
八九二	四						
八九三	五						
八九四	六						
八九五	七						
八九六	八						
八九七	九						
八九八	昌泰 一						
八九九	二	従五上	4源悦				

次に九世紀後半に限定して、出羽国守に関する史料を参考までに掲げておきたい。

能代市史　資料編　古代・中世一
平成十年三月三十日発行
編集　能代市史編さん委員会

855 『日本文徳天皇実録』齋衡二年

○六月廿一日

從五位下藤原朝臣弘道爲二出羽守一。

860 『日本三代実録』貞觀二年

○正月十六日

散位從五位下橘朝臣信蔭爲二出羽守一。

864 『日本三代実録』貞觀六年

○正月十六日

是日。以二正三位行中納言兼陸奥出羽按察使平朝臣高棟一。（中略）並爲二大納言一。（中略）鎮守將軍從五位下兼上野權介小野朝臣春枝爲二權介一。（相摸）鎮守將軍如レ故。從五位下行武藏介安倍朝臣比高爲二出羽權介一。

865 『日本三代実録』貞觀七年

○正月廿七日

散位從五位下伴宿祢春宗爲二陸奥介一。從五位下行出羽權介安倍朝臣比高爲レ守。從五位下行陸奥介文室朝臣甘樂麻呂爲二鎮守將軍一。

868 『日本三代実録』貞觀十年

○正月十六日

大藏少輔從五位下多治眞人高棟爲二出羽守一。從五位下御春朝臣岑能爲二鎮守將軍一。

875 『類聚三代格』一八　貞觀一七年

○五月十五日

太政官符

應レ定二給狄徒一年料祿狹布一万端一事

右得二出羽國解一偁。檢二案内一。從二貞觀六年一以降。正税帳所二立用過給一狄祿。狹布二万五千六百九端。具錄載二不与前守安倍朝臣比高解由狀一。進レ官已畢。厥後國吏等依レ例給レ饗行レ祿。而歸來狄徒每年數千。過給之數及二万三千六百端一。今以二有レ定之祿一。給二無レ限之徒一。人衆物寡。溪谿難レ塡。夫夷狄爲レ性。無レ遵二教喻一。啻對二恩賞一。纔和二野心一。望請。准二先例一被レ定二年料一万三千六十端一。然則所司不レ勞二勘出一。國吏無レ煩二遷替一。謹請二官裁一者。右大臣宣。奉レ勅。宜下以二一万端一定爲中年料上。若調狹布不レ足。以二正税一買宛。但過行以二國司公廨一塡納。立爲二恒例一。

貞觀十七年五月十五日

〔参考〕

861 『日本三代実録』貞觀三年

○二月二日

沒二陸奥國司守從五位上坂大宿祢當道一。介從五位下伴宿祢春宗。及掾已下記事以上公廨一。以二前守從五位上文室朝臣有眞解由不与過二程限一也。前守有眞。記事菓木種主等。科二公事稽留罪一。以二程限之内不レ分二付官物一也。

877 『日本三代実録』元慶元年

（貞觀一九年四月十六日改元）

○十一月廿一日

會二百官一而廣讌。賜レ祿各有レ差。（中略）從五位上行（授）出羽守藤原朝臣興世正五位下。（後略）

貞観十年正月に出羽守に任ぜられた多治(比)真人高棟は、少なくとも、貞観十七年五月当時においても、出羽守に在任していたことは、『類聚三代格』巻十八貞観十七年五月十五日官符にみえる「前守安倍朝臣比高」の不与解由状の一件で明らかである。すなわち出羽国の解文によれば、貞観六年以降狄祿が超過して支給されたことを前守安倍朝臣比高は不与解由状(公務が完了せず事務引継ぎができないときの書類)に記し、官に提出していたという。貞観十七年五月当時、狄祿の年料額を太政官に上申した出羽国守は、多治比真人高棟であったとみて間違いないであろう。そして、『日本三代実録』元慶元年十一月廿一日条によれば、その時の出羽守は藤原朝臣興世である。

結局のところ、多治比真人高棟は、貞観十年(八六八)正月に出羽守に着任し、貞観十七年(八七五)五月十五日以降元慶元年(八七七)十一月廿一日までの間のある時点で藤原朝臣興世と出羽守を交代したと考えられる。上記の史料を参照するならば、本漆紙文書中にみえる「×五年上料」は、「貞観十五年上料」と判断できる。そして、a断片の「四年」も同様に「貞観十四年上料」の一部とみなせよう。本文書の年紀も、「貞観十五年上料」の次行に「十二月□□日」としている点から考えると、貞観十五年十二月□□日付とみてよい。

国司の「史生飛鳥戸」は、特定する史料がない。ただ、陸奥国に関係する「飛鳥戸」というウジ名は、次のような例があげられる。すなわち、延暦八年(七八九)の征夷軍と阿弓流為率いる蝦夷軍との壮烈な戦闘で征夷軍側は大敗し、多くの戦死者を出したが、そのなかに陸奥国関係者とともに「安宿戸」(=飛鳥戸)というウジ名の人物が含まれている。

別将丈部善理(陸奥国磐城郡人)
進士高田道成
会津壮麻呂(陸奥国会津郡の人)
安宿戸吉足
大伴五百継
〔『続日本紀』延暦八年六月甲戌条〕

某郡「大領公子」に関係する出羽国の史料としては、時期的に降るが、いわゆる後三年の役(一〇八三～八七)に登場する雄勝郡の擬少領外正六位下吉弥候武信、大領外従五位下吉弥候武宗、少領従六位下吉弥候秀武の例があげられよう。

A・B両文書の本来の表裏関係は、A文書が五文字程度しか確認できないだけに、にわかには決めがたい。ただ、B文書では、人名のうち、「ウジ名+名」の記載が、「上毛野朝臣虫麻呂」の一例のみであるが、自署ではなく、一筆で記されている。

B文書に類似した〝収納物品+収納責任者〟を繰り返し、連記する帳簿として、例えば、正倉院文書中の「銭納帳」(神護景雲四年〈七七〇〉)があげられる〔国立歴史民俗博物館『正倉院文書拾遺』便利堂　一九九二年〕。

七月

三日請新錢壹拾貫文　右雜用料自政所請

業主上馬養　陸奥義成

火鎮大法師　實忠

別當大法師　圓智

廿九日納新錢參貫　右雜用料自政所所請

法師　康樂

業主上馬養　陸奥義成

大鎮大法師　實忠

別當大法師

法師　奉英

八月

十日納新錢拾壹貫參佰拾捌文　右經師等布施料

（釈文）

〔往来軸〕

（表）　銭納帳

（裏）　神護景雲四年

銭納帳　　神護景雲四年

六月

十三日請銭壱拾貫文右雑用料自政所請　　案主上『馬養』　味酒『広成』

少鎮大法師『実　忠』　　別当大法師　　法師『奉　栄』

七月

三日請新銭壱拾貫文右雑用料自政所請　　案主上『馬養』　味酒『広成』

少鎮大法師『実　忠』　　別当大法師『円智』　　法師『奉　栄』

廿九日納新銭参貫右雑用料自政所所請　　案主上『馬養』　味酒『広成』

少鎮大法師『実　忠』　　別当大法師　　法師『奉　栄』

八月

十一日納新銭拾壱貫参佰拾捌文右経師等布施料　　案主上『馬養』　味酒『広成』

少鎮大法師『実　忠』　　別当大法師　　法師『奉　栄』

廿四日納銭壱貫陸伯弐文右経師等布施料新　　案主上『馬養』　味酒『広成』

少鎮大法師『実　忠』　　別当大法師　　法師『奉　栄』

この「銭納帳」の場合、収納責任者の名の部分は原則として自署している。

その点では、B文書は、一筆で「ウジ名＋名」を記載しており、正式な帳簿とはいえない。

もう一点は、B文書は、国司、郡司のすべてが、位階、勲位等を省略している。このことは先に挙げた「越中国官倉納穀帳」および秋田城跡第一三号漆紙文書の裏文書とともに位階を明記しているのとは相違する。とくに秋田城跡第一三号文書は二次文書にもかかわらず位階の記載がある。この点では、B文書は、正式な公文ではなく、秋田城に留めおかれる帳簿と考えられる。すなわち、数年間にわたって郡別に秋田城へ貢進した武器と出納責任者として郡司の名を列記し、各郡末には月日と国司および郡司を記し、責任の所在を明らかにしたものと把えられる。その点において、本帳簿は、兵部省に毎年提出される「国器仗帳（官器仗帳）」の案文というよりは、その「国器仗帳」をも含めた秋田城に備えおかれた数年にわたる器仗関係の帳簿といえよう。

以上の点を考え併せると、現段階では、B文書は一応「秋田城器仗帳様文書」という文書とみておきたい。貞観年間当時の出羽国府は出羽郡に所在したとすれば、秋田城管下の器仗帳も最終的には国府へ送付され、「出羽国器仗帳」としてまとめられたと推測できるであろう。

最後に試みに本文書を復原して示しておきたい。

〔復原〕

○○郡

・・・・・

貞観十四年上料　大領　少領

貞観十五年上料

十二月□日　国司

郡司

○○郡

・・・・・

貞観十四年上料　黒漆胡禄二具　鞆○巻

大領公子諸鳥

少領上毛野朝臣虫麻呂

貞観十五年上料　弓四張　矢四具

十二月□日　国司　守多治比真人高棟

史生飛鳥戸○○

郡司　大領公子諸鳥

少領上野毛野朝臣虫麻呂

末筆ながら、資料整理および解読にあたりご助力をいただいた日本学術振興会特別研究員三上喜孝氏に対して深く感謝の意を表したい。

第26号文書裏焼き写真（赤外線テレビカメラ）